

● 省エネ計画への添付図書について

また、省エネ基準への適合は建築基準関係規定であるため、すべての設計図書等（省エネ関係の計算書を含む）には、作成した建築士の氏名等の記載が必要であるので注意すること。

29

【住宅・非住宅共通で必要な図書等】

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種類及び寸法
	エネルギー消費性能確保設備の種別
各階平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
	壁の位置及び種類
	開口部の位置及び構造
	エネルギー消費性能確保設備の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	用途別の床面積
立面図	縮尺
	外壁及び開口部の位置
	エネルギー消費性能確保設備の位置
断面図又は矩計図	縮尺
	建築物の高さ
	外壁及び屋根の構造
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出
	小屋裏の構造
	各階の天井の高さ及び構造
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	縮尺
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書等	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容

【非住宅建築物の場合に必要な図書等】

図書の種類		明示すべき事項
機器表		
空気調和設備		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
空気調和設備以外の機械換気設備		給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
照明設備		照明設備の種別、仕様及び数
給湯設備		給湯器の種別、仕様及び数
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
		節湯器具の種別及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、仕様及び数
仕様書		
昇降機		昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図		
空気調和設備		空気調和設備の位置及び連結先
空気調和設備以外の機械換気設備		空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
給湯設備		給湯設備の位置及び連結先
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する設備		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連結先
各階平面図		
空気調和設備		縮尺
		空気調和設備の有効範囲
		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
空気調和設備以外の機械換気設備		縮尺
		給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
照明設備		縮尺
		照明設備の位置
給湯設備		縮尺

		給湯設備の位置
		配管に講じた保温のための措置
		節湯器具の位置
	昇降機	縮尺
		位置
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺	
	位置	

制御図	
空気調和設備	空気調和設備の制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
照明設備	照明設備の制御方法
給湯設備	給湯設備の制御方法
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能確保に資する建築設備の制御方法

【住宅の場合に必要な図書等】

図書の種類	明示すべき事項
機器表	
空気調和設備（暖房設備、冷房設備）	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
給湯設備	給湯器の種別、仕様、数及び制御方法
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	節湯器具の種別、位置及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（エネルギー効率化設備）	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

なお、上表中「空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備」及び「エネルギー消費性能確保設備」とは、具体的には以下のような設備機器を指している。

イ) 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備

空気調和設備等以外の建築設備で、エネルギー消費性能の確保に資する建築設備をいい、基準省令第2条に規定する「エネルギー利用効率化設備」と同義である。

例：太陽光発電設備、コージェネレーション設備

ロ) エネルギー消費性能確保設備

空気調和設備等（空気調和設備、換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機をいう。ただし、住宅にあっては昇降機を除く。）及び イ) 空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備をいう。

ii 審査内容の概要

省エネ基準については、住宅の場合は外皮性能基準（断熱基準）及び一次エネルギー消費性能基準の両方を満たすことが必要である。一方で、非住宅建築物の場合は、一次エネルギー消費性能基準を満たすことが必要である。各基準への適合確認審査は主として以下について審査することとしている。

● 一次エネルギー消費量基準に係る審査 [住宅・非住宅が対象]

一次エネルギー消費量基準への適合判定に係る審査では、Web プログラムによる一次エネルギー消費量の計算で用いた設備機器等の性能や仕様の確認を行う。すなわち、設計図書等にこれらの事項が漏れ無く明示され、また、記載された数値等が適切な方法で試験・確認されているかについて審査する。

省エネ適合性判定の申請図書等の作成に当たっては、特に以下の（イ）及び（ロ）に留意する必要がある。

（イ） 省エネ基準 (Web プログラム) で計算可能な設備機器等であること (設備機器等の特定)

※ 現在、一次エネルギー消費量基準の評価に活用する Web プログラムでは、全ての設備機器等の評価が可能となっていない。このため、法第16条に基づく特殊の構造又は設備を用い、かつ、当該設備の性能を評価した計算を行う場合は、大臣認定を取得する必要がある。

（ロ） 設備機器の性能値が規定された条件で適切に測定もしくは試験された値であること (性能値根拠等の確認)

※ 例) 空調熱源機種におけるウォータチリングユニット（空冷式）の定格能力：冷却能力●kW（JIS B8613に基づく定格冷却能力▲kW）と記載

※ 設計段階では、使用する機器の種別等が明確に決定していないことも想